

住宅エコポイント

H22.2.23版

平成22年3月8日
より申請受付
開始

エコリフォームまたはエコ住宅の新築で
ポイントが発行されます。

ポイントの発行対象

1 エコリフォーム

平成22年1月1日～12月31日に工事着手したもの
(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに
限る)

※ 工事着手とは、ポイント対象工事を含む
リフォーム工事全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

※ これらに併せて、バリアフリーリフォーム(手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張)を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

2 エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工したもの
(平成22年1月28日以降に工事が完了したものに
限る)

※ 建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

※ ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するための登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要です。

※エコリフォームとエコ住宅の新築では、対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

発行されるポイント数

※ 詳しくはホームページ(裏面に記載)をご覧ください。

1 エコリフォーム (1戸あたり300,000ポイントを限度とします)

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換		大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁		屋根・天井	床
		100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とします)	手すりの設置		段差解消	廊下幅等の拡張
		5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント

2 エコ住宅の新築 : 1戸あたり 300,000ポイント

ポイントの交換対象

- ・省エネ・環境配慮製品等
- ・地域産品
- ・商品券・プリペイドカード
- ・環境寄附
- ・エコリフォーム又はエコ住宅の新築を行う工事施工者が追加的に実施する工事 など

ポイントの申請方法

住宅エコポイント発行・交換申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、次の①又は②によって、申請していただきます。申請者は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)です。

①窓口申請

全国約3,800箇所の申請受付窓口※に申請書類を持参して手続きを行うことができます。

②郵送申請

住宅エコポイント事務局※に申請書類を郵送することで手続きを行うことができます。

※全国の申請受付窓口の連絡先及び郵送宛先等は、後日、準備が整い次第、公表します。

ポイントの申請期限等

【ポイントの申請期限】	エコリフォーム	:	平成23年 3月31日まで
	エコ住宅の新築	:	平成23年 6月30日まで (一戸建ての住宅) 平成23年12月31日※まで (共同住宅等) ※但し、階数が11以上の場合、平成24年12月31日まで
【ポイントの交換期限】	平成25年 3月31日まで (エコリフォーム、エコ住宅の新築問わず)		

住宅エコポイントQ&A

Q	ポイント発行の対象となる住宅の所有形態や建て方形式の制限はありますか？
A	持ち家、賃貸住宅、一戸建ての住宅、共同住宅等の区分に関係なく、エコ住宅の新築又はエコリフォームの実施によりポイントの発行対象となります。
Q	エコ住宅の新築で、ポイント発行を申請する時に必要となる第三者の評価とはなんですか？
A	その住宅がポイント発行の対象であること(表面の「ポイントの発行対象」参照)を証明するための第三者の評価には、登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書」のほか、住宅性能表示制度など既存の制度を活用することもできます。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。なお、証明には所定の手数料がかかりますので各評価機関にお問い合わせください。
Q	税制特例や融資の優遇と併せて、ポイントの申請をすることはできますか？
A	それぞれ対象となる条件を満たしていれば、ポイントが発行される住宅も、税制特例や融資の優遇を受けることができます。
Q	他に国からの補助を受けている住宅もポイントの申請をすることはできますか？
A	重複しての申請をすることはできません。但し、高効率給湯器や太陽光発電設備等に対する補助のようにポイント発生の対象となっていないものへの補助は重複しての申請ができるものもあります。

住宅エコポイントについての相談窓口

土・日・祝日も受付しています

0570-064-717 ナビダイヤル(有料)

IP電話からのお問い合わせ先:03-5911-7803

受付時間:9:00~17:00

また、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおいても相談を受付しています。

03-3261-9358 (受付時間 10:00~12:00 13:00~17:00)

※お電話される際は、番号のかけ間違えがないよう十分ご注意ください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

住宅エコポイント事務局公式ホームページ <http://jutaku.eco-points.jp>

国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp>